

第5章

士別市成年後見制度利用促進計画

5-1 計画の目的

成年後見制度は、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることが心配な人の思いを地域みんなで分かち合い、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律では、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定されています。

市は、地域共生社会の実現に向け、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることが心配な人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、「士別市成年後見制度利用促進計画」（以下「促進計画」という。）を策定します。

5-2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

促進計画は、権利擁護支援の地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営されるよう、方針を次のとおり定めます。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

中核機関及び協議会の整備・運営

- ・1市3町（士別市、和寒町、釧淵町、幌加内町）は、平成31（2019）年4月に後見センターを開設し、その運営を士別市社協に委託し、中核機関としての役割も担います。
- ・後見センターは、中核機関の役割と協議会の運営を担うとともに、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備

- ・福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による、権利擁護の相談支援、本人を支える権利擁護支援のチーム体制の整備等に努めます。

地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組みの推進

- ・権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげるため、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・支援等）及び後見人支援機能の強化に努めます。

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ・成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者や知的又は精神障がい者の申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部若しくは一部を支援し、高齢者や知的又は精神障がい者の権利擁護に努めます。